

# 公 示

第五管区海上保安本部長公示第13号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年2月6日

第五管区海上保安本部長

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名 称 高知県安芸土木事務所

(2) 住 所 高知県安芸市矢ノ丸1-4-36

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区 域 土佐湾北東部（別添付図のとおり）

(2) 期 間 令和2年2月17日から

令和2年2月18日まで

予備日 令和2年3月2日から

令和2年3月4日まで

3 水路測量の実施方法

GPSによる測位及び音響測深機またはレッド・ロッドによる測深

4 航行船舶に対する安全措置

(1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

(2) 五管区水路通報第5号（令和2年2月7日発行）

# 付図

